

GIGAスクール構想 1人1台端末活用の時代に(前編) —オンライン遠隔授業での著作物利用の円滑化—

福岡教育大学教授 大和 淳

●はじめに

令和2(2020)年は新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、教育現場も大きく混乱した。感染拡大の防止のため、政府から小・中・高等学校の一斉休校が要請され、地域により長いところでは3か月間近く休校することとなった。この間、注目を集めたのがインターネットを活用しインタラクティブにコミュニケーションを図りながら行うオンライン授業であった。学校に登校できないことによる学習の遅れができるだけ生じないように、各学校や教育委員会等により学習補助(自宅学習の支援)の方策の1つとしてさまざまな試みが行われた。家庭の状況への配慮やインフラの整備状況からその態様や頻度はさまざまであるが、教育関係者にとっては今後の教育の在り方を考えさせられる実験であったともいえる。

高等教育では従来より、教室内の授業と教室外での学修を総合して単位の修得が認められ、また、その方法として多様なメディアを高度に利用して履修することも認められていたため、各大学等が新型コロナウイルス感染症への対策としてオンライン授業に移行することについては、制度的な障害は少なく比較的スムーズに進められた(もちろん、高等教育分野でも、短期間に環境を整えるため運用上の工夫に費やすエネルギーは大きかった)。しかし、初等中等教育の場合、学校での授業の履修の集積によって課程の修了を認定することとなっているため、オンライン授業は、あくまでも教育課程外の家学習を支援したり、教員と児童生徒との間の人間関係をつないだりする補助的なツールと位置付けられるものであり、「オンライン授業はできるだけ早く解消しなければならぬもの」であったようである。

ただ、ICTを活用した教育の技術革新は、児童生徒が今後の社会を生き抜く力を育み、誰一人取

り残すことのない公正に個別最適化された学びや創造性を育むためにも大きく寄与するとの考え方から、PC端末を日常生活のマストアイテムとしてとらえ、1人1台の端末環境を整えようとするGIGAスクール構想のなかでは、オンライン授業を教室での学習とどう融合させるかは喫緊の課題である。

そして、一人一人の児童生徒の実態に応じた授業(個に応じた指導)を展開するための教材の工夫や開発は、これからは自ずとネットワークの活用を意識して行わなければならないはずである。

この場合に意識しておきたい著作権の知識について、本号と次号にわたり解説する。

●平成15年の著作権法改正

インターネットを活用した授業に伴う著作権制度の整備(権利者の許諾を得ずに利用できる例外規定の拡充)については、平成30(2018)年の法改正に先立ち平成15(2003)年に一度行われているため、まず背景としてその内容を簡単に説明する。

それまで授業における著作物の利用に係る例外規定は、プリント教材の作成などを典型的な例とした「複製」行為に着目していた(学校の授業以外でも適用される非営利・無料・無報酬の「演奏・上演・上映・口述」もあるが、本稿では触れない)。しかし、ネットワークのブロードバンド化が進んだことにより大容量で高速の通信が可能となり、テレビ電話のようなコミュニケーションもスムーズにできるようになってきたことを踏まえ、インターネットを活用した遠隔授業で著作物等が利用される場合にも著作権者等の許諾なく行えるようになったのが平成15(2003)年の法改正である。

ただし、このときの法改正で著作権者等の許諾なく行える「公衆送信」は、隔地にある複数の学校の間で同時に行われる授業の中で著作物等が利用される場合に限られていた。逆に言えば、送受

信の片方には講師しかいない場合や、片方の学校での授業を録画したうえで、その複製物を送信して相手方の受信装置で授業の様子を映し出す場合には、原則どおり著作権者等の許諾が必要であった。

●平成30年の著作権法改正

上記の法改正により著作物の利用の円滑化について一定の効果はあったものの、関係者へのヒアリング等によれば、オンデマンド授業(異時授業)のための公衆送信、対面授業のための公衆送信、スタジオ型のリアルタイム配信授業などについての権利処理の円滑化を望む声も高まってきたため、それらをも吸収しうのような仕組みに改めたのが平成30(2018)年の改正である。

(学校その他の教育機関における複製等)

第35条 学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信(自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。)を行い、又は公表された著作物であって公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 前項の規定は、公表された著作物について、第1項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第38条第1項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。

この新たな35条の規定により、授業の過程で著作物等を利用するための行為については、

①複製

②同時遠隔授業のための公衆送信

③④以外の公衆送信

④公衆送信を受信して行う公の伝達

に整理され、①②については従来どおり許諾を得る必要はなく、対価を支払う必要もないという取り扱いを継承し、③④については新たに許諾を得る必要はないとされた。このうち③については、②とは異なり、教育機関の設置者が著作権者等に対して補償金を支払うこととされた。

具体的にいうと、③は授業の過程における著作物等の利用のうち、同時遠隔授業以外の公衆送信であり、オンデマンド授業(異時授業)のための公衆送信、対面授業のための公衆送信、スタジオ型のリアルタイム配信授業などが想定される。学校での授業に先立ち、児童生徒が事前に家庭等で予習した上で授業に臨む、いわゆる「反転授業」のために、その予習教材をネットワークを通じて閲覧できるようアップロードするような場合もこれに該当する。④は、学習教材として適した動画などがすでに動画配信サイトなどにアップロードされている場合において、それを教室のパソコンなどの受信装置で受信し、ディスプレイなどを通じて教室内の児童生徒に視聴させるような場合をいう。

この改正の検討の過程では、著作物等の公衆送信について許諾なく行えるようにすることについてはおおむね異論はなかったものの、③の場合の取り扱いで設けられた補償金の支払いについては「授業の過程における利用といっても権利者に及ぼす影響は軽微とは言えないので、同時遠隔授業もそれ以外も区別することなく補償金を支払うこととすべき」という意見と「従来無償で利用できた行為について補償金を支払うこととすると、教育現場は混乱する」という意見が対立していた。最終的には、法改正がなければ必要となる権利処理の負担が大幅に軽減される意義を重視し、③の場合のみ補償金を支払うこととしてバランスをとったとされている。

その補償金については、個々の学校が支払うのではなく、学校の設置者(教育委員会や学校法人)がすべての権利者を代表する1個の団体に支払うこととされている。また、個々の行為に関わらず包括的な額として補償金を支払うことが想定されており、当該団体から権利者に分配するためのデータにする

ため、できるだけ学校の負担にならない範囲で利用実態の報告をすることが必要になる。

●法改正後の動向

この法改正に関する留意事項等については、平成30（2018）年12月28日付けで各都道府県知事、各都道府県教育委員会等の教育関係者に対して文化庁と文部科学省の連名で通知が発出されている。

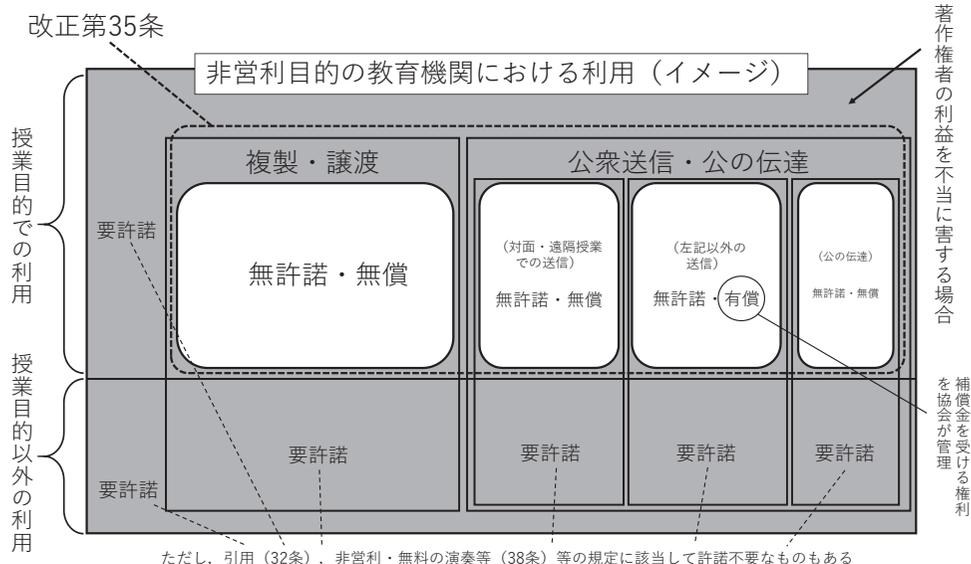
また、この時の法改正には本件以外の内容も含まれているが、第35条に係る部分についてはその施行日は「公布の日（平成30年5月25日）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日」とされ、権利者側において補償金を受ける権利を行使する体制の整備や教育機関における周知のための期間が設けられた。

ところで、第35条では、授業の過程における著作物の利用については許諾を得る必要がないとしつつも、「その必要と認められる限度において」とか「ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない」というような歯止め規定が設けられている。これをどう解釈するかによって、教育現場における著作物の利用の円滑化が図られ、ICT活用教育の推進に寄与できるか、

教育関係者が著作権者等の権利主張に委縮し、せっかくの法改正の趣旨が没却するかが変わってくるので、著作権者等の認識と教育関係者の認識にズレがないよう共通理解を図っておく必要がある。そのため、改正法の施行までの準備期間に教育現場における利用の実態を含めた関係者間の理解を図る場を設けることとし、平成30（2018）年11月、国公私立の小・中・高等学校、高等専門学校、大学のそれぞれの団体と各分野の著作権者等の団体により「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」が発足した。フォーラムでは、まず第35条の適用を受ける行為及びそのうち補償金の対象となる行為をできるだけ明確にすること（図）を目的として関係者による意見交換を行ってきた。

しかし、令和2（2020）年に入ったところで冒頭に触れた新型コロナウイルス感染症の拡大という事態が生じた。小・中・高等学校の長期間一斉休校という状況で児童生徒の家庭学習を支援するためにオンライン授業は有効であるものの、学校が教材を作成し児童生徒が自宅で閲覧できるようにするためには、その教材に他人の著作物等が用いられている場合には著作権者等の許諾が必要であり、それを不要とする法改正は先年に行われたがまだ施行されていない。そこで、緊急的・特例的な措置として著作権者等に支払うべき補償金を

図・法改正後の許諾の要否等のイメージ



令和2（2020）年度に限っては0円とすることについて著作権者等の理解を得ることにより、改正法を前倒し施行することになった（令和2年4月28日施行）。その際の第35条の適用関係の考え方を整理した「改正著作権法第35条運用指針（令和2（2020）年度版）」が同年4月16日に公表された。その後も関係者による意見交換が進められ、前述の緊急的・特例的な措置を終えた本格実施のための「運用指針（令和3（2021）年度版）」も同年12月24日に公表されている。

●運用指針の内容

最新の運用指針では、第35条の運用に関し、許諾不要、無償で著作物を利用できると考えられる例として、

○教科書に掲載されているエッセイの全部を授業で教員が板書する

○板書したエッセイの小部分を、インターネットを使った2校の遠隔合同授業で同時中継し、大型画面に表示する

許諾不要で利用できるが、補償金の支払いが必要だと考えられる例として、

○教科書等の出版物から図版や文章を抜き出してプレゼンテーションソフトにまとめ、対面での授業中にクラウド・サーバを通じて児童のタブレット端末に送信する

○授業で利用する教科書や新聞記事などの著作物を用いた教材を学習できるようにクラウド・サーバにアップロードする、など。

著作権者の許諾が必要だと考えられる例として、

○教員が算数のドリルを児童には購入させず、学校や教員が持っている算数ドリルの中から児童に配付するために問題を紙にコピーする

○授業に必要な範囲を超えて映像や音楽の全編をコンピュータに保存する

○教員が同一の画集の中から多くの作品を選んでスキャンして電子ファイルにしてクラウド・サーバにアップロードし、美術の授業で生徒が個々に配備されたタブレットでダウンロードする、など。

のように典型的な利用例として示している（末尾に記載したURLを参照）。

関係者による意見交換の中では、まだ双方のコンセンサスを得るに至っていない部分もあり、また、情報化が進展する中、学校での著作物等の利用の実態や市場における著作物等の流通の態様などは日々変化していくことも考えられるため、この運用指針は今後も記述の追加や見直しがされていく予定である。

典型的な利用例を示すことによって著作権者からの許諾の要否などが分かりやすくなっているが、同様な利用の場面・利用の方法であっても、ある教員の場合は著作権者の許諾が不要であり、別の教員の場合は著作権者の許諾が必要となることも理論的にはあり得る。この運用指針の重要な点は、「第35条という規定は教育現場にとっての特権であり、教育の目的であれば何でも自由に他人の著作物を利用できる」といった拡大解釈をしてはならないという点を説明していることである。示された事例にのみ気をとられるのではなく、「必要と認められる限度」とはどのようなことか、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」とはどのような場合かということを考えることが大切であり、そのための指針となっていると考えられる。

平成30（2018）年の改正に向けて審議されている過程でも、教育機関において権利制限の対象範囲が広く運用・解釈されている実態があるのではないかと問題提起があったことに対し、教育関係団体から提出のあった意見書の中で、各団体又は教育機関において著作権法に関する研修・普及啓発活動に取り組んでいく旨の方針が表明されている。このような状況を踏まえた結果、この改正が実現したことを考えると、学校現場では、自他の創作した作品を尊重し、その作者に敬意を払うという著作権教育の本質的な部分について、多くの教員が意識を高めていくことが必要になっているように思われる。

【参考資料】文化庁ホームページ「著作権法の一部を改正する法律（平成30年法律第30号）について」（そのうち特に参考資料としての「解説」）

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム

<https://forum.sartras.or.jp/>